

連合・2012 春季生活闘争方針

2012 春季生活闘争の考え方

(1)「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、すべての働く者の生活が改善される
取組み（格差是正、底上げ・底支えの取組み）

(2)すべての労働者のために 1 %を目安に配分を求める

(3)賃上げ要求などの労働条件改善の取組み

①連合が示す 1 歳・1 年間の差の社会的水準である 5000 円を目安に賃金水準の維持をはかる

- ・ 中小・地場で賃金カーブ維持分が算定困難な場合は賃金カーブ維持分として 4500 円を要求する（他に賃金改善分として 1 %を目安に要求）

②非正規労働者の労働条件の改善

- ・「誰もが時給 1000 円」をめざす
- ・ 職務や人材活用の仕組みが正社員と同じ働き方：時給 30 円
- ・ 職務や人材活用の仕組みが正社員と異なる働き方：20 円
- ・ 均等・均衡待遇をめざす観点から格差是正分として 1 %を目安に要求
- ・ 正社員への転換ルールの明確化・導入・促進
- ・ 昇給ルールの明確化
- ・ 一時金の支給

- ・通勤費・駐車料金・慶弔休暇に加え福利厚生全般に関する取組み

- ・法内残業について正社員同様の時間外割増率の適用

(4)社会的キャンペーン等の展開によって、非正規労働者の取組みや配分追及の重要性について、広く社会に波及させる

全国ユニオン 2012 春闘方針

2011 春闘での取り組みを継続し、「ディーセントワークの実現をめざす」2 年目の春闘として位置づける。

1.非正規労働者の格差是正と底上げをめざし、人として生きられる賃金と雇用の確保、均等待遇の実現をめざす

(1) 3%の賃上げを要求し、賃上げ総原資を非正規労働者の格差是正と底上げに充当する
自立して生きられる時間給「誰でもどこでも時給 1200 円以上」をめざす
(1200 円×2000 時間＝年収 240 万円以上)

(2) 企業内最低賃金は時給 1200 円以上をめざす

(3) 非正規労働者の雇用確保のために労働契約の更新、期限の定めのない雇用を求める

(4) 労働協約闘争の強化

①全般的な労働協約のチェックや見直しを行う

②改正パート法を活用して労働協約の見直しを行う

③以下の労働協約締結をめざす

- ・均等待遇実現のために非正規労働者の雇用条件等をチェックするもの

- ・派遣先労働組合として派遣労働者受け入れをチェックするもの

- ・内部告発者を保護するもの

- ・高齢法の立法趣旨を生かし希望者全員の 65 歳までの雇用延長を行うもの（継続雇用基準に関わる要件を削除）

- （5）就業規則の改悪に反対する

- ①労働者代表の適法的選出を求める

- ②（公正な）人事評価システムに名を借りた不利益変更を認めない

- （6）セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを撲滅する就労環境づくり。

2.社会的労働運動として取り組む春闘

- （1）派遣切りを 2 度と繰り返さない派遣法の抜本改正を求める

- （2）有期雇用規制の立法化運動をすすめる

- ①パンフの活用と連動したシンポジウムの開催

- ②雇止め問題で他労組との共闘をすすめる

- （3）高齢法を改正し希望者全員の 65 歳までの雇用継続を実現させる

- （4）改正「パート法」の見直し

- ①差別禁止の適用条件から「人材活用の仕組み・活用（人事異動の有無・範囲）が同じ」「就業形態(契約期間)が同じ」を削除し「職務が同じ」だけとし、差別禁止の実効性を確保する

- （5）偽装請負を容認する「派遣 請負 Q&A」の撤回と偽装請負の撲滅

(6) 改正育児・介護休業法での有期雇用労働者に対する適用要件（「子どもが1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること」）の撤廃

(7) リビングウェイジ（生活保障賃金条例）の制定

・地方議会への陳情活動に取り組む

(8) 最低賃金を1000円とする署名活動

(9) 倒産・事業所閉鎖・リストラとの闘いをすすめる

3、争議・組織化支援（重点項目）

①国際オペレータ通話の復活と雇用確保を求める「au ボイコット運動」（派遣ユニオン・KDDI エボルバユニオン）等への支援

②シャープ関連の「ピノイユニティ」（ユニオンみえ）の支援

4、脱原発の取組み

①1000万人署名

②集会への参加

5、5000人の全国ユニオンをめざす春闘時のなかまづくり。

以上